

Insurance alert

IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 21-22 March 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

要約

IASB および FASB は、合同の審議会を 2011 年 3 月 21 日および 22 日に開催し、保険契約の各種構成要素に関するアンバンドリングの賛否について検討した。IFRS 第 4 号、IAS 第 39 号/IFRS 第 9 号および米国会計基準の Topic 815 号における保険契約に関する組込デリバティブの現行の区分要件を持ち越すことに同意し、アンバンドリングの一つの側面について仮決定をおこなった。彼らは、将来の審議会において引き続きアンバンドリングに関する議論を行う予定である。

両審議会は、「リスクから解放されるために保険者が支払う金額」とされている IASB の公開草案(以下「ED」とする)は、履行価値の概念ではなく出口価値の概念を含意し、そして、「最大の金額」は保守主義の適用を提案しているとする回答者の懸念を考慮した結果、明示的リスク調整の目的を改訂することに同意した。目的は審議会において「リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想されたキャッシュ・フローを超過するリスクを負担するために保険者が必要とする補償である。」と改訂された。

スタッフは、超長期間のキャッシュ・フローの割引率の変化における影響はその他の包括利益(以下「OCI」とする)に表示されることを提案する資料を説明した。金額は、イールドカーブにおける観察不能の部分の変動に起因するすべての測定における変動額を反映する。保険契約に関して OCI を適用するという提案に対する両審議会の一般的な反応は、割引率のわずか一部分に関するよりも全体的に検討されるべきであるというものであった。両審議会は、スタッフに、保険契約負債の変動部分に関して OCI において表示することへの見解を集めるため、今週の後半に保険ワーキンググループのメンバーはもちろん、作成者および利用者に連絡をとるよう提案した。

スタッフは、保険者がもはやカバレッジを提供することが要求されない場合、もしくは、現在の契約が保険契約者にいかなる実質的な権利も与えていない場合、契約の更新は新契約として取り扱われるべきであると提案した。両審議会は、保険料の設定が将来の期間に関するリスクを含まない契約に関して、保険者が権利もしくは契約が含まれるポートフォリオのリスクを再評価する実務的な能力を保有し、その結果、ポートフォリオのリスクを完全に反映している料率を設定することができる場合、保険契約者に実質的な権利が付与されていない、とすることに同意した。

アンバンドリング - 全体的な考慮事項

アンバンドリングに関して、ED および FASB の予備的見解(以下「DP」とする)における提案は、IFRS 第 9 号および ASC 815 に整合的な概念であり、密接に関連しない構成要素は区分すべきである。しかし、このガイダンスをどのように預り金およびサービス構成要素に適用するかについて判然とせず、作成者がアンバンドリングの適用を望むか、望まないか、回答は異なっていた。スタッフは、アンバンドリングを展開させるためには、より明確な目的が必要であると考えており、両審議会に見解を尋ねた。

IASB のメンバーの 1 名は、スタッフ・ペーパーは、ある部分ではアンバンドリングはアービトラージを除くと説明しているが、他のセクションでは、アービトラージをもたらす可能性がある」と説明している、と指摘した。スタッフは、最初の説明は、

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

同種類の商品には同様な(つまり、保険契約の一部であろうと個別に分離したものでであろうと、金融商品として)取り扱いを要求することにより、異なる産業間におけるアービトラージの削減について述べているのに対し、後半の説明は、例えば、保険契約の一部について償却原価法の適用が可能のように、会社はアンバンドリングを個社の便益のために使用することができる方法について述べている、と説明した。

IASB のメンバーの1名は、アンバンドルをすることの複雑性や時間、そして労力を考えると、もし測定の結果が重大な差異であると予想されなければ、アンバンドルを行う価値はないのではないかとコメントした。異なる様式での表示、もしくは商業実態を欠いた構成要素の組み合わせがなされている場合には、例外となるかもしれない。彼は保険契約のプロジェクトにおける懸念事項の一つは、保険契約とデリバティブに異なる割引率を適用することであり、これは重要な差異をもたらす可能性がある、と述べた。

他の IASB のメンバーの1名は、上記に同意することを述べた。彼は、保険会計を適用するために小さな保険に加入する人を気にしておらず、保険のモデルは高品質の情報を算出すると考えている。彼は、資産と負債のミスマッチの多くを保有していないために、もしアンバンドルを適用するのであれば、わずかに良い結論を得られる場合がある、と認めた。しかし、複数の回答者が述べたとおり、多くの場合には、契約内における多様な要件の統合のために、構成要素の配分は困難で、多くの便益ではなく複雑性を増すこととなる。アンバンドルを適用することが簡単であり商品がそのように構成されているのであれば、彼はアンバンドリングについての選択肢を残しておくことに反対しない。

数名の他の IASB のメンバーもこれらのコメントに賛同し、目的はアンバンドリングのできるだけ多くについて、もしくは、あまりに深く掘り下げた調査することではなく、アンバンドリングは、ある種のより統合された商品におけるアンバンドリングの実務の幾分の自由裁量性を有する性質に基づき、より多くのアービトラージの機会をもたらす、と述べた。しかし、彼らは、例えば、保険料の預り金や組込デリバティブのように、表示目的に関するアンバンドリングは意思決定により有用な情報を生み出す場合がある、と認めた。

FASB のメンバーの1名は、預り金要素を保険契約に組み込んだままとするのは、資産と負債のミスマッチの問題の解決にはならない、と述べた。レートに信用の構成要素を含んでいるか否かという点が説明者によりコメントされたように、(保険契約の)現在価値と(金融資産の)公正価値の微妙な差がこれを重要にさせる、と彼は指摘した。彼は、さらに、アンバンドリングを適用しない場合、保険料が実際に単なる預り金である場合があるため、包括利益計算書に表示される収益の金額が本当に収益を表しているのか懸念を有している。

IASB のメンバーの1名は、後に開示について述べ、アンバンドリングについての FASB のメンバーの懸念点について同意した。他の FASB の1名のメンバーも同意し、投資家およびアナリストと話をすればするほど、保険という「ブラックボックス」の問題に関する懸念を耳にすると述べた。商品は他の産業と混在するため、異なる回答を得ることは意味をなさないとは彼は考えている。他の IASB のメンバーは、保険リスクは、他のリスクから区分されるべきである点に同意した。

IASB の1名のメンバーは、この点に基づく投資家およびアナリストに対するアウトリーチ活動が、将来のミーティングのための情報収集に役立つであろう、とスタッフに提案した。

アンバンドリング - 組込デリバティブ

スタッフは、組込デリバティブの区分を求める ED および DP の提案について、回答者からのコメントが少ない旨を述べ、そして、両審議会のメンバーに見解を尋ねた。両審議会は、IFRS 第4号、IAS 第39号/IFRS 第9号、および米国会計基準における Topic815 号に定める保険契約に含まれる組込デリバティブに関する現行の区分処理の要件を繰り越すことを仮決定した。

スタッフは、特に、ビルディング・ブロック・アプローチは市場での観察可能なデータが利用できる場合には、それを使用することを要求した現在価値モデルであるため、アンバンドリングのコストがその便益を超えるのではないかと示唆する回答者があった、と述べた。それ故、保険モデルの評価と公正価値(おそらく、保険モデルにおいては考慮されていない自社の信用リスク以外)には著しい差異はないであろう。しかし、両審議会は、施行されている既存の基準書においては区分処理を要求しており、結果として、組込デリバティブの区分方法について現行の実務が存在する、と述べた。さらに、多くの審議会のメンバーは、区分処理がもたらす透明性の増加について述べた。

FASB のメンバーの1名は、保険契約における組込デリバティブの区分処理は、資産から組込デリバティブを区分しない IASB の結論と整合していないのではないかと質問した。彼は、さらに、FASB の回答は、例えば、明確にそして密接

に関連する要件が同様の状況にあるかといった、彼らの金融商品のプロジェクトにおいて至った決定次第であると述べた。

IASB のメンバーの1名は、グループは預り金およびサービス要素のようなその他の構成要素に関して、アンバンドリングをするかしないかはモデル間における測定がどのように異なるかに依存すると先に提案しているが、一方で組込デリバティブに関しては、なぜ常にアンバンドリングを必要とする見解なのか質問を行った。スタッフは、預り金およびサービス要素のアンバンドリングの論点関し将来のミーティングにおいて検討予定である。彼らは、その後、両審議会の全体としての意思決定を検討し、排除すべき不統一性が存在するか、包括的な原則が設定可能か再検討する。

明示的リスク調整の目的

スタッフは、ED への回答者は、リスク調整がキャッシュ・フローの不確実性を示唆するという概念に大まかには同意しているが、彼らは目的の明確化といくつかの用語の使用に懸念を示していると述べた。ED は、リスク調整は「最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう金額である。」と述べている。回答者は、リスク調整は、好ましい結果と好ましくない結果の双方の影響を受けるものであり、それゆえ「予想を超過する」という文言を使用している ED に異議を唱えている。彼らは、さらに、保険者がリスクから解放されるために「支払う」金額という表現は、履行価値の概念よりも出口価値の概念のように聞こえ、また、「最大の金額」という表現は、慎重もしくは保守主義の水準の適用を含意していると考えられる人もおり、と述べた。

これらのコメントの結果、スタッフはリスク調整の目的について再度草案を作成し、両審議会に対し検討のための説明を行った。リスク調整は、(a)保険契約を履行するための義務を引受または保持することと、(b)保険者が負債を履行する際に生じるキャッシュ・フローの予想現在価値に等しい金額の支払い義務を引受または保持することの間において、保険者を中立的にする金額であるとスタッフは説明した。

多くの IASB および FASB のメンバーは、提案されたスタッフの文言を明確でなく、かつ不必要に複雑であると認識した。数名は、「保険者が(不確実性を除去するために)支払う金額と不確実なキャッシュ・フローを維持する間で中立的であれば、これに等しい金額」とする米国アクチュアリー学会による提案の方がより明確であると認識した。

FASB の1名のメンバーは、「キャッシュ・フローが予想を超過するリスク」という文言に回答者は反対しているが、彼の見解によれば、リスク調整の背後にある概念はリスク回避の概念であり、結果は予想よりも悪いかもしれない可能性に対して補償されることを望むという事実を反映するために金額が平均に加えられることを意味しているため、この文言は必要であると述べた。FASB のメンバーの発言を受けて、スタッフは、あなたがリスク回避者である事実は、良い事象を無視していることを意味せず、悪い事象に対してより集中しているが、あなたはやはり双方について考慮していると指摘した上で、回答者の見解を説明した。

議論の最後において、両審議会は、明示的リスクの目的に関する草案の以下の文言について同意した。「リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想されたキャッシュ・フローを超過するリスクを負担するために保険者が必要とする補償である。」スタッフは、さらに、回答者が懸念している「超過」という用語に対処するために、追加の文章を含めようとしている。スタッフの1名は「中立(indifference)」という用語が目的に含まれるべきであり、この用語無しではいくらの補償を保険者が要求するかが表わされていない、という彼の見解を表明した。

超長期間のキャッシュ・フローの割引

スタッフは、超長期間のキャッシュ・フローの割引率の変化における影響がどのようにその他の包括利益に表示されるかを記載した資料を説明した。金額は、イールドカーブにおける観察不能部分の変動に起因するすべての測定における変動額を反映した。観察可能な長期の割引率が利用可能である期間を超えて合理的に正確性を有するイールドカーブの補外方法について、回答者の懸念を考慮して、スタッフにより提案された。

IASB のメンバーの1名は、例えばリスクマージンのように見積りを必要とする多くの項目は、保険モデルにおいては観察不能であるとコメントし、なぜ、このモデルの特定の一部分のみが OCI で表示されるのか尋ねた。何人かの IASB のメンバーだけでなく、FASB のメンバーもこれらの懸念事項に賛同した。あるメンバーは、利用者はこれを改善とみなすのか、また作成者はこの特定の構成要素を追跡することの潜在的な負担および複雑性を仮定した上で、これが費用/便益のテストに適合すると考えるかを尋ねた。

FASB のメンバーの1名は、負債の支払がデューレーション対応した資産が存在する時点を超える年度に発生する限り、これは真の経済的なボラティリティ、すなわち、真のミスマッチであり、それ故、なぜ損益ではなく OCI に表示されるのかを尋ねた。IASB のメンバーの1名は、利用者コミュニティは、ほぼ満場一致で経済的なボラティリティが透明であることを望んでいると述べた。スタッフは、これは報告されるべき実際のボラティリティであるが、質問は損益で報告されるべきか OCI で報告されるべきかであると回答した。

他の FASB のメンバーの1名は、超長期の保険契約は長期間のデリバティブと異ならないと述べた。保険者は、契約を引き受けることでリスクを引き受け、そしてモデルが直近のデータを必要とするのであれば、そのように測定されるべきであると述べた。

IASB のメンバーにより、スタッフは利用者には連絡を行うのみならず、保険ワーキンググループにこの論点を提議すべきであると提案された。何人かの FASB のメンバーは、OCI の提案はイールドカーブの観察不能部分の変動に関するものではなく、より一般的に提議されるべきであると明言した。

明示的リスク調整に関する教育セッション

Loneragan, Edwards & Associates 社の Tony Coleman 氏が、豪州の損害保険会社に対するリスク調整の実務的な導入経験をもとに、両審議会に対して説明を行った。彼は、豪州の市場は、世界で10位の市場であり、大規模な保険会社も小規模な保険会社も明示的リスク調整を適用していると述べた。現地における最大級の保険会社である QBE は、世界各地に重大なオペレーションを有しており、そのすべての保険子会社は、グループの報告目的のために豪州会計基準に則って明示的リスク調整を決定することが求められている、と彼は述べた。

彼は、損害保険に関する豪州モデルは ED において提案された簡便法に類似している、と述べた。このモデルでは、保険事故発生前保険金に関して未経過保険料負債を使用し、無リスク金利で割引を行う。支払備金は、ED において提案されている予想キャッシュ・フローと同じであると彼が説明している中央の見積り (central estimates) に基づいており、さらに、明示的リスク調整の見積りも要求されている。彼はまた、保険会社のための会計基準 AASB1023 の観点からは、すべての資産を担保とした保険負債は公正価値で評価されることが求められていると指摘した。彼は、現地の会計基準は、リスク調整を含む必須の開示項目である保険負債の十分性の確率 (probability of adequacy (以下「PoA」とする)) とともに、予想キャッシュ・フローとリスク調整の開示を要求していると述べた。

Tony Coleman 氏は、生命保険契約に関する会計モデルは明示的リスク調整を要求せず、複合マージンアプローチにより準拠した方法を適用していると述べた。彼は、従来の見積りと当年度の実績の差異は損益計算書において認識されると述べた。しかし、マージンはアンロックであり、将来の予想された非財務的見積りもしくは仮定の変更について調整される。

彼は、おおまかな保険事業の区分は、(i) 結果が相対的に容易に見積もることができる高頻度/低損害の事業 (例、自動車保険事業)、(ii) 信頼性をもって予測することが困難な低頻度/大損害の事業 (例、地震保険事業)、および (iii) 支払備金の長期滞留リスクが低い事業 (生命保険) と支払備金の長期滞留リスクが高い事業 (アスベスト) であると述べた。

彼は、豪州モデルに関して大まかなステップを次のように説明した。

1. 各事業区分における負債に関する予想キャッシュ・フローの見積り
2. 負債の評価における効率性の評価 (分散の固有の可変性の測定)
3. 保険金の現在価値を表すために適切な分散の選択 (彼は、対数正規分散は多くの事業区分に関しとても近い数値となると述べた)
4. PoA の選択
5. 分散効果を反映する前の事業区分ごとのリスク調整の評価

ED における提案に合致した上記のステップに加え、豪州モデルは、相互依存関係と分散効果を許容し、契約ポートフォリオ全体に関するリスク調整を調整する。

彼は、次に、6 個の結果が期待されるサイコロを使用した簡素化した例を使ってこの方法論の適用を説明した。この例では、6 個の起こりうる結果のうち 5 個に対し保険金請求が発生したと考える。彼は、100 回サイコロをふって起こりうる結果の期待値、分散、標準偏差および変動係数を算出した。この例を使用し、彼は、有名な統計上の分散を保有している

場合、この例示における 50%、75%、および 90%の PoA を達成するために、どのレベルのリスク調整を設定しなければならないかについて説明を行った。彼の例においては、サイコロを振った場合に保険事象が起こりうる確率は 5/6 である、と彼は説明した。彼は、典型的な保険契約に関する保険金の可能性は、1/6の確率により近いと説明し、そして、このような例では変動はより高く、彼の例と同じ PoA を達成するために必要なリスク調整は多額になると、説明した。

彼は、予想保険負債の価値の1%の変動が当年度の利益に重大な影響を与えるような多額の支払備金を伴うロングテールの事業において、リスク調整は特に重要となると述べた。彼は、異なる支払備金の分散が、同じ PoA を達成するために必要なリスク調整について説明をした。可能性のある結果において変動が大きければ大きいほど、必要なリスク調整も大きくなる。彼は、豪州の保険負債におけるリスク調整の割合として、典型的なリスク調整の表を説明した。監督目的としては75%が使用されており、(負債の加重ベースにより比較すれば)業界により合理的な水準の継続性が達成されている、と説明した。彼は、単純な平均が反映された高い変動は、異なる規模の会社により必要とされるリスク調整の影響を反映している(小さい保険者においては、契約ポートフォリオにおける固有の変動は、高いリスク調整を要求されていることによって、より高くなる)と述べた。

彼は、リスク調整の決定における継続性は、PoA ならびにクレームデベロップメントのテーブルを含む広範囲に及ぶ開示要件により、時の経過とともに改善したと述べ、話を終えた。彼は、多くのガイダンスは近年において開発され、そして、リスク調整の適用の便益のいくつかを強調し、保険事業における業績結果の透明性の改善がもたらされたことは注目に値すると述べた。アナリストは、保険者が PoA (損益の品質)を変更した場合の利益への影響を理解することに大変興味を持っている、そして、ED はこの開示を提案していると説明した。

FASB のメンバーの1名は、投資家や資本家は、豪州の保険グループを豪州以外の保険者と比べた場合、保険負債の測定の見通しにおいて、より好意的に見ているのか尋ねた。Tony Coleman 氏は、投資家が豪州の保険者の業績結果をより良く理解していることを根拠に、そう思う、と回答した。

FASB のメンバーの1名は、対数正規分散の使用は、例えば、アスベスト事業の場合には、著しい単純化がなされるのではないかと尋ねた。Tony Coleman 氏は、開発された実務には幅があると回答した。小規模な会社は、信頼できる自社のデータがないため、より頻繁に対数正規分散を使用する傾向があるが、計算に使用する分散の適切性に関する幅広い影響を有するコンサルティング・アクチュアリーを活用している。彼は、大規模な保険者は自社の経験から生じる分散を使用するのが一般的である、と説明した。彼は、再保険は、ポートフォリオに関して必要とされるリスク調整の純額に影響を与えると述べた。多くの場合、再保険契約は、リスクのテール部分をカバーし、それゆえ、純額で保有するリスクに関するリスク調整の見積りは困難ではない。しかし、再保険者は、再保険契約により引き受けたテールに関するエクスポージャーの分散を見積るといふ、固有の困難さに晒されており、彼らはより複雑なモデルを使用する傾向にある。

IASB のメンバーの1名は、リスク調整と付随する開示の影響は、豪州の保険者により請求される保険料にどのぐらいの影響を与えるのか、尋ねた。Tony Coleman 氏は、ビジネスは景気循環に基づき、そして、保険料はその他の多くの要因によっても影響を受けるため、保険者により請求される保険料への影響を具体的に示すことは難しい、と回答した。

FASB のメンバーの1名は、小規模な会社は、大規模な会社よりも、PoA の水準を高く設定する傾向があると述べ、異なる PoA が異なるマネジメントによってどのように適用されるのか、また、PoA の変更は監査人にどのように評価されるのかを尋ねた。Tony Coleman 氏は、多くの会社により設定された PoA は 90%に近く、開示要件と市場要素に由来していると回答した。他の FASB のメンバーの1名は、PoA 使用により保険者間の業績結果の比較可能性を高めることを支持する、と述べた。しかし、ED は、3つの異なる方法の適用を認めているため、これら3つの異なる方法の適用に基づく場合でも、その結果は比較可能であるか尋ねた。Tony Coleman 氏は、異なる3つの方法で表された結果は比較可能である、特に、損害保険事業においては十分な情報が開示されている、と彼の見解を回答した。彼は PoA の開示の重要性を繰り返した。

次に、Swiss Re 社の Mark Swallow 氏および Leopoldo Camara 氏が、Swiss Re 社における多様化した保険事業を管理するために使用されている経済価値管理(Economic Value Management (以下「EVM」とする))の観点からリスク調整に関して説明した。EVM は、特約再保険の料率設定、資産負債管理、内部および外部の業績報告に使用されていると彼らは述べた。EVM フレームワークは、事業における必要資本を計算するために資本コスト法を使用している。彼らは、資本コスト法は、グループの再保険リスクを引き受けるために保有する「摩擦資本コスト」の見積りを含み、ED により求められているリスク調整に等しい、と説明した。EVM は、引受や投資活動の観点から、事業により創造された経済的価値を評価するため、すべての彼らの事業において使用されている。

EVMの方法論においては、契約に基づく予想保険料は、事業の引き受けを含む(予想キャッシュ・フローに基づき決定される)製造コストに例えられる。この摩擦資本コストは時の経過とともに減少し、ランオフに対応して損益計算書において解放される。この方法論においては、当初利益が認識され、すべての事業に関する業績は、新しく引き受けた事業および過年度の事業の結果を示し、報告されている。資本コストの解放の影響も区分して開示されている。

彼らは、資本コストの総額は、無リスクの資本利益(株主を基礎とする資本コスト)、市場のリスクプレミアム(市場のリスクエクスポージャーに基づく、株主が予想する超過のリターン)および摩擦資本コスト(compensation for エージンシーコスト、潜在的な財務難のコスト、および監督もしくは流動性コストの対価)からなる。摩擦資本コストは、EDにより要求されているようなリスク調整である。彼らは、通常、彼らの特約再保険のために必要な見込 EVM 資本に基づく4%の摩擦資本コストを負担させる、と述べた。彼らは、必要摩擦資本コストの配分の見積りは、モデルの最も複雑な側面であり、先に説明された豪州モデルに類似するモデルに従うと述べた。彼らは、この方法で測定した実際の小さなポートフォリオにおける結果について両審議会に説明し、EVMの必要資本とEVM資本のランオフパターンは事業のテールの性質に依存すると述べた。彼らは、また、この方法を使用した損益計算書と貸借対照表についても説明した。

IASBのメンバーの1名は、Swiss Re社により使用されているEVMの損益計算書の形式は、EDにおける提案に類似する負債の測定モデルに由来すると述べた。彼は、取引量の情報が開示されるべきか尋ねた。説明者は、取引量の開示は重要であると回答した。

会社によりリスク選好(risk appetites)は異なっており、それ故、事業を保持するために、異なるレベルにおける資本が維持される傾向にある再保険者は、通常、多くの資本を保有するが、これはリスク調整に帰属する量の影響を相殺する資本コストの削減をもたらす。EVMの結果はスイス会計基準に基づいて表示される財務報告においては、補足情報である旨、付け加えられた。

契約の境界

スタッフは、(i)保険者がもはやカバレッジを提供する必要がない場合、または、(ii)現在の契約が保険契約者に実質的な権利を付与していない場合には、契約の更新は新しい契約として取り扱うべきであると提案した。第二の問題点は、評価が行われる水準の取り扱いである。あるスタッフの見解は、保険者が特定の保険契約者のリスクを再評価する権利もしくは実質的な能力を有し、その結果、リスクを完全に反映させた保険料を設定することができる場合に、保険契約は保険契約者に対して実質的な権利を与えていないと考えている。この原則は、評価が各契約レベルで行われる点においてEDにおける提案と同じである。しかし、「水準」の質問への代替案としては、以下の代替案を提案するスタッフもいた。「保険料の価格設定に将来の期間に関連するリスクを含まない契約に関して、契約が属するポートフォリオのリスクを解放する権利または実務上の能力を保険者が有し、その結果、当該ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格を設定できる場合、実質的な権利は契約者に与えられていない。」スタッフは、さらに、すべての更新の権利は、契約、法律もしくは規制から生じているかを問わず、契約の境界の決定において考慮されるべきであると提案した。

上記の代替案の提案は、健康保険者により提案された懸念事項の結果であり、ポートフォリオ・レベルにおける契約の境界の評価に関する会計処理の単位の変化の結果は、多くの契約に関して、契約期間の縮小をもたらす可能性がある。リスクは、ポートフォリオ・レベルでのすべての保険契約者に拡散し、そして、料率が設定されているが、法的な要件は、時として、保険者に既に存在しているリスクや条件を料率設定に考慮することを認可していない場合もある。保険者は、しばしば、ポートフォリオ・レベルで事業から撤退することができる。上記のシナリオにおいては、ポートフォリオに関して計上される保険料は、もし、個別に保険契約者が料率設定をされた場合に保険者が請求する保険料の合計額と同じ保険料を表す。それ故、スタッフの代替案は、もし保険契約に基づいて請求される保険料が、将来のリスク期間における補償を含んでいないのであれば、ポートフォリオ・レベルで評価される場合の契約の境界をもたらすと提案している。

IASBのメンバーの1名は、定期保険のようなその他の契約に関してどのような影響があるのか、そして、より多くの契約が簡便的測定アプローチを適用する短期契約として区分されるのか尋ねた。スタッフは、多くの定期保険に関しては、初期に請求される保険料は後の年度に対する財務的な要素を含んでおり、スタッフの代替案においてはまだ長期契約と見なされるであろうと回答した。

個別の契約者評価に関する提案を支持するスタッフは、CFOフォーラムがEDにおいて提案されている契約の境界に類似した契約の境界に関する提案に至るまでに多くの検討を行ってきたこと述べた。CFOフォーラムは、契約の境界の原則の変更は未だ特定されていない含意があるのではないかと懸念を表した。IASBのメンバーの1名は、ある地

域では健康保険は長期契約として扱われると述べ、意図せざる結果が起こらないことを確かめるために、代替的な提案は主要マーケットにおける保険者により試験的に実施されるべきであると述べた。

死のスパイラル(**death spiral**)と呼ばれる状況において、契約の境界の原則をポートフォリオ・レベルに適用する場合、幾つかの懸念事項が提起された。懸念事項は、保険者はポートフォリオ内における特定の危険の多い被保険者のリスクを補うために、ポートフォリオ全体に対して常に料率の再設定ができるか、そして、それ故、保険者はその保険リスクを完全に反映させたためにポートフォリオの料率を再設定できるという要件を常に満しているか、である。ある状況では、特定のポートフォリオにおける危険の低い被保険者は、同じカバレッジで保険料が安い他の契約を締結するため、危険の多い被保険者のみをポートフォリオ内に残したまま解約することを決定できる、そして、保険者がポートフォリオ・レベルにおいてさえ、リスクを完全に反映することができない可能性を高めている。審議会メンバーの当初の懸念は、契約の境界に関する代替案のリスクは、経済的に保険者が死のスパイラル(**death spiral**)のような、より長い期間におけるリスクに晒されているにも関わらず、契約が短期契約として扱われることであった。

しかし **FASB** のメンバーの1名は、保険者が、もはやポートフォリオのリスクを完全に反映して料率設定ができない時点(すなわち、死のスパイラルの例やキャップ)で、契約の分析は、契約はもはや短期契約ではないという結論をもたらすが、代わりに、将来の期間における保険料や保険金は、負債が過少計上されないようビルディング・ブロック・アプローチに基づいて会計処理される長期契約とみなされる。**IASB** のメンバーの1名は、「再評価」は、契約の引き受け時のみに保険契約の分類を行うという決定に反するのではないかと尋ねた。しかし、契約は、形式的には「短期契約」であったため、この新しい評価は、新しい契約期間の開始時に行われると指摘された。スタッフは、この概念をより検討することを求められた。

投票において、両審議会は、保険者がもはやカバレッジを提供する必要がない場合、または、現在の契約が保険契約者に実質的な権利を付与していない場合には、契約の更新は新しい契約として取り扱うことに同意した。**FASB** は、先に代替的なスタッフの提案に記載されているように、保険料が将来の期間に関するリスクを含んでいない場合、保険契約の境界はポートフォリオ・レベルにおいて実施することに全員一致で同意した。**IASB** のメンバーの多数も代替的な提案を好んだが、保険者がポートフォリオ・レベルでリスクを完全に反映させることができるという補足説明付きとした。両審議会のメンバーは、契約、法律もしくは規制から生じるかを問わず、すべての更新の権利は契約の境界の決定において考慮されるべきことに同意した。多くの審議会のメンバーは、死のスパイラル(**death spiral**)の状況やキャップのある契約がどのように分析され、会計処理されるかの例をスタッフが提供することが有用であると述べた。

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.